

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

令和元年10月1日より、消費税(国・地方)は10%へ引き上げられましたが、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の令和5年度一般会計予算における収入見込み及び社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)	270,000 千円
(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費	2,894,136 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源	
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分)千円
	千円	千円	千円
社会福祉	障害者福祉事業	807,646	40,095
	高齢者福祉事業	160,885	22,088
	児童・母子福祉事業	604,750	31,953
	その他事業	30,912	4,958
	小計	1,604,193	99,094
社会保険	介護保険事業	384,511	64,970
	国民健康保険事業	203,560	17,386
	国民年金事業	120	
	小計	588,191	82,356
保健衛生	医療対策事業	562,607	77,482
	疾病予防対策事業	120,686	8,845
	健康増進対策事業	18,459	2,223
	小計	701,752	88,550
合計	2,894,136	1,448,706	270,000

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。